

○東京都交通局広告取扱代理店指定基準

平成13年3月30日
12交総第2750号
平成16年3月31日
15交総第2176号
平成22年3月1日
21交資第1947号
平成27年12月28日
27交資第1698号
平成30年10月2日
(一部改正) 30交資第1303号

(目的)

第1条 この基準は、東京都交通局広告取扱要綱（平成11年3月29日付10交総第2362号。以下「広告取扱要綱」という。）第9条の規定に基づき、東京都交通局（以下「局」という。）の指定代理店の指定基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 指定代理店とは、局が所有又は管理する広告媒体に対する有料広告の掲出に関し、広告申込依頼者（広告主）の依頼を受けて、自己の名をもって局に広告申込みを行うことを業とする広告取扱代理店のうち、局の指定を受けた者をいう。

(指定条件)

第3条 指定代理店は、次の各号の条件をすべて満たす者の中から東京都交通局長（以下「局長」という。）が指定する。

- (1) 広告業務に相当の経験を有するとともに、資力及び社会的信用を備え、指定代理店として十分な能力を有している者であること。
- (2) 東京都内に本拠又は事業所を有している者であること。
- (3) この基準、広告取扱要綱、局と指定代理店との間に締結した契約書及び覚書並びに局の指示事項を遵守し、局の広告業務の健全な発展に寄与する者であること。
- (4) 局長が、指定代理店として適当と認める者であること。

2 前項第1号に定める条件の具体的な基準は、以下のとおりとする。

- (1) 「相当の経験」とは、広告代理店業を引き続き3年以上行っており、かつ交通広告の取扱いにおける経験及び実績を有することをいう。
- (2) 「資力」とは、資本金又は自己資本の額の合計が10,000千円以上であり、かつ直近1箇年において経常利益を計上していることをいう。
- (3) 「社会的信用」とは、一般社団法人日本広告業協会（JAAA）、公益社団法人日本鉄道広告協会（JAFRA）及び公益社団法人東京屋外広告協会をはじめとす

る関係諸団体のいずれかに加盟していること等が、確認できることをいう。

- 3 局長は、指定代理店に対して別記第1号様式「東京都交通局広告取扱代理店指定証」を交付するとともに、広告取扱要綱その他の関係規程及び局の指示事項を配付する。

(書類の提出)

第4条 新たに指定代理店の指定を受けようとする者は、別記第2号様式「東京都交通局広告取扱代理店指定申請書」に、次の書類を添付して局に提出しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 使用印鑑届
 - (4) 最近2箇年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - (5) 直近の納税証明書正本
 - (6) 区市町村長発行の身分証明書
 - (7) 定款の写し
 - (8) 営業経歴書
 - (9) 委任状（代理人に委任する場合のみ必要）
 - (10) 販売目標額申告書（別記第3号様式）
- 2 指定代理店は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、別記第4号様式「東京都交通局指定代理店変更届」に変更の確認ができる書類を添付して、当該変更のあった日から30日以内に局に提出しなければならない。
 - (1) 商号、名称又は所在地
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 使用印鑑
 - 3 局長は、指定代理店の業務状況等を知る必要があると認めたときは、財務諸表及び営業に関する書類等を提出させることができる。

(広告販売委託契約)

第5条 指定代理店としての指定を受けた者は、局と速やかに広告販売委託契約（以下「契約」という。）を締結する。

- 2 局長は、第8条の規定に基づき指定代理店としての指定を取り消したときは、当該指定代理店との契約を解除する。

(指定期間)

第6条 指定代理店の指定期間は、指定を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに局又は指定代理店から別段の意思表示がなされなかったときは、同一条件で更に1年継続するものとし、以降もこの例による。

(保証金)

第7条 指定代理店が、局に納入すべき保証金については、資産運用部長（以下「部長」という。）が別に定める。

2 局長は、指定代理店が指定期間を満了したとき、又は次条の規定により指定を取り消したときは、保証金を還付する。ただし、保証金には利子を付さないものとし、局への債務がある場合は、これに充当する。

(指定代理店の取消)

第8条 局長は、指定代理店が次の各号のいずれかに該当した場合、その指定を取り消す。

- (1) 指定代理店が、広告料金を2月以上滞納したとき。
- (2) 指定代理店が、別記第5号様式「東京都交通局広告取扱代理店指定辞退届」により、指定代理店としての指定の辞退を申し出たとき。
- (3) 指定代理店が、保証金を納入しないとき。
- (4) この基準、広告取扱要綱、契約書及び覚書並びに局の指示事項に違反したとき、契約を履行しないとき、又は局長が履行の見込みがないと認めるとき。
- (5) 指定代理店の局への年間納金額（局に納入した当年度1年間の広告料金から東京都交通局広告販売要領に定める一次手数料の総額を減じた額。（ただし消費税額を除く。））が、部長が別に定める金額に満たなかったとき。
- (6) 指定代理店が、差押、競売、破産の申立てを受け、又は破産、会社更正、和議の申立てをしたとき。
- (7) 指定代理店が、解散、廃業、支払停止、又は債務の私的整理を発表したとき。
- (8) 局の名誉又は信用を失墜し、営業を妨害し、又は事務を渋滞させるような行為をしたとき。
- (9) その他局長が指定代理店として不適当と認めたとき。

2 局長は、前項各号の規定により指定代理店としての指定の取消しを行った場合は、別記第6号様式「東京都交通局広告取扱代理店指定取消通知書」により、当該指定代理店に通知する。

(適用除外)

第9条 第8条第1項第1号及び第5号の規定は、天災事変その他やむを得ない事由があるときには適用しない。

(指定代理店の公募)

第10条 指定代理店は必要に応じ公募する。公募についての細目は、部長が別に定める。

附 則（12交総第2750号）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（13交総第2157号）

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準第8条第4号の規定の平成14年度における適用に

については、同条同号中「販売目標額」とあるのは、「2会計年度連続して15,000千円又は1会計年度において2,000千円」とする。

附 則（14交総第2578号）

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の基準第8条第5号の規定の平成15年度における適用については、同条同号中「20,000千円」とあるのは、「2会計年度連続して20,000千円又は1会計年度において15,000千円」とする。

附 則（15交総第2176号）

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（21交資第1947号）

- 1 この基準は、平成22年3月31日から施行する。
- 2 改正後の基準は、平成21年度以降の指定代理店に適用する。

附 則（27交資第1698号）

- 1 この基準は、平成27年12月28日から施行する。

附 則（30交資第1303号）

- 1 この基準は、平成30年11月1日から施行する。